

添付資料



高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請の 補正書の概要について

平成28年6月13日
関西電力株式会社

高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請の補正書の概要

<高浜発電所1、2号機の運転期間延長認可申請等の経緯>

- 平成26年12月 1日 特別点検を開始
- 平成27年 4月30日 運転期間延長認可申請および原子炉施設保安規定変更認可申請※1を実施
- 平成27年 7月 3日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を提出
- 平成27年11月16日 // を再提出
- 平成28年 2月29日 // を再提出
- 平成28年 4月27日 // を再提出
- 平成28年 6月13日 運転期間延長認可申請の補正書および原子炉施設保安規定変更認可申請の補正書を再提出

※1: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)第43条の3の24に基づく手続きで、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、認可の申請をするもの。今回補正した保安規定は、40年以降の運転を前提とした評価に基づき申請したものであり、新規制基準への適合性審査に係る原子炉施設保安規定変更認可申請は別途実施。

【運転期間延長認可申請の補正書の概要】

	耐震安全性評価について補正した設備	対象数	内容
申請 (H27.4.30)	【運転期間を60年とする運転期間延長認可申請を実施】	60設備	・特別点検の結果を含めた高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を策定し、60年までの運転期間を想定しても問題がないことを確認。
1回目の補正申請 (H27.7.3)	【原子炉格納容器内の主要機器を追加】 原子炉容器、蒸気発生器(支持構造物) 等 (計約30設備)		・左記機器に対する耐震安全性評価
2回目の補正申請 (H27.11.16)	【原子炉格納容器や原子炉補助建屋内の機器】 蒸気発生器、炉内構造物、制御棒クラスタ 等 【その他】 海水ポンプ 等 (計約20設備を評価し合計約50設備)		・左記機器に対する耐震安全性評価
3回目の補正申請 (H28.2.29)	【原子炉補助建屋内の機器】 余熱除去クーラ、一次冷却水クーラ 等 【その他】 復水タンク 等 (計約30設備※2を評価し合計54設備)		・左記機器に対する耐震安全性評価
4回目の補正申請 (H28.4.27)	【残りの機器】 炉内構造物、制御棒クラスタ、原子炉容器 (計6設備※3を評価し合計60設備)		・左記機器に対する耐震安全性評価を実施
今回の補正申請 (H28.6.13)	【記載内容の適正化等を実施】 「劣化状況評価書」および「保守管理に関する方針書」を補正		・工事計画認可(平成28年6月10日認可)を受けて、「劣化状況評価書」への工事計画認可日の反映およびこれまでの審査の中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を実施。

※2: 1回目、2回目の補正申請時の再評価分含む。

※3: 3つの設備(炉内構造物、制御棒クラスタ、原子炉容器)の耐震安全性評価を1号機、2号機それぞれにおいて実施。

運転期間延長認可申請とは

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において、運転を開始した日から起算して40年とされているが、その満了に際し、延長しようとする期間などを記載した「運転期間延長認可申請書」に「特別点検結果報告書」、「劣化状況評価書」、「保守管理に関する方針書」を添付して原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

【主な補正内容】

- 運転期間延長認可申請の添付書類である「劣化状況評価書」および「保守管理に関する方針書」の補正を実施。
- 「劣化状況評価書」は、平成28年6月10日の工事計画認可を受け、工事計画認可日の反映およびこれまでの審査の中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を実施。
- 「保守管理に関する方針書」は、これまでの審査の中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化等を実施。

<「劣化状況評価書」への工事計画認可日の反映、記載内容の適正化等の例>

変更前（平成28年4月27日提出）	変更後（平成28年6月13日提出）
高浜発電所1号炉については、（中略）工事計画認可は2015年7月に申請し、2015年11月、2016年1月、2月、4月に補正申請をしている。	高浜発電所1号炉については、（中略）平成27年7月3日付け関原発第73号をもって工事計画認可申請書（略）を申請*し、平成28年6月10日付け原規発第1606104号にて認可を受けている。
重大事故等時雰囲気内で機能要求がある（中略）ケーブルについては、重大事故等時雰囲気内での健全性を合わせて評価した。	重大事故等時雰囲気内で機能要求がある（中略）ケーブルについては、重大事故等時雰囲気内での健全性を合わせて評価した。 ※：新規基準への適合性確認のための工事計画認可申請書「資料6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に基づく原子炉格納容器内の重大事故等時における各条件

* 変更後の記載内容の一部に誤りがあったため修正しております。

<「保守管理に関する方針書」の記載内容の適正化等の例>

変更前（平成28年4月27日提出）	変更後（平成28年6月13日提出）
原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転時間・照射量を勘案して適切な時期に第5回監視試験を実施する。	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第5回監視試験を実施する。